

※緊急度
 I：原則1年以内に速やかな対策を実施
 II：応急措置を実施した上で、5年以内に対策を実施
 ・要対策延長とは、対策が必要と見込まれる推計延長

【下水道管路の全国特別重点調査（優先実施箇所以外）の地方公共団体別の結果（令和8年2月末時点）】

地方公共団体名	全国特別重点調査の対象延長（優先実施箇所以外） [km]	目視調査実施済み延長 [km]	目視調査の結果							空洞調査の結果	
			緊急度 I と判定されたマンホール間延長 (目視調査において緊急度 I と判定された延長)		緊急度 II と判定されたマンホール間延長 (目視調査において緊急度 II と判定された延長)		異状なしまたは軽度の異状 (目視調査において緊急度 I または II と判定されなかった延長)	判定未了延長	未了延長	空洞調査実施済み延長 (空洞調査とは、路面下空洞調査、簡易な異入試験、管路内からの空洞調査等)	空洞が確認された箇所数 (空洞があることが確認した箇所数) [箇所]
			緊急度 I の要対策延長 [km]	緊急度 II の要対策延長 [km]	緊急度 I の要対策延長 [km]	緊急度 II の要対策延長 [km]					
茨城県鹿嶋市	7.453	7.084	1.841	0.755	1.275	0.169	3.968	0.000	0.369	0.000	0